

「しおじり声のひろば」は、皆さんの声をお届けする広場です。「市長への手紙」や市ホームページ「しおじり声のひろば」からいただいたご意見・ご感想などをご紹介します。※紙面の都合により、内容を一部変更しています。

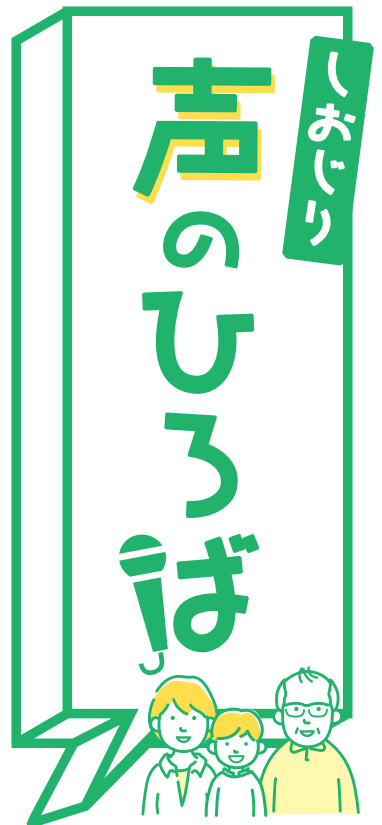
鏡は、ネジやプラスチックが付いたまま「うめたてごみ」で出すことができます。もし、ネジやプラスチック部分が手で簡単に外せるようであれば、次のように分別をお願いします。

- 鏡 うめたてごみ
- ネジ その他金属
- プラスチック もえるごみ

現在、本市ではごみの分別方法について、検索アプリ「塩尻資源物ごみ分別アプリ」と、

**Q** 鏡の分別についてですが、冊子には「うめたてごみ」と書いてあります。フタ部分にプラスチックが使われていたり、他の部分にもネジやプラスチックが付いていたりしても、そのまま「うめたてごみ」で良いのでしょうか。

**A** **お答えします**



今月のテーマ

ごみの分別について

**問**  
**直** 生活環境課 廃棄物対策係  
 0263 0679

収集日カレンダー  
 選ごと

お住まいのエリアの収集日を月、週、日ごとに表示します

▶アプリの詳細は右のコード(市ホームページ)からご確認ください。

市ホームページでも、資源物・ごみ分別辞典サイト「ごみサク」の活用をご案内しています。アプリでは、収集日カレンダー、出し忘れ防止のためのアラート機能、分別辞典などの機能により、収集日程や分別区分・出し方を確認できます。ぜひご利用ください。

市政へのご意見は  
 しおじり声のひろば  
 市長への手紙から

しおじり声のひろば(市ホームページ)



(URL <https://www.city.shiojiri.lg.jp/site/toiwase/>)

お寄せいただいたご意見などには、おおむね1週間以内に回答します。また、各担当課へのお問い合わせも同様に受け付けています。

市長への手紙

お寄せいただいたご意見は、おおむね1週間以内に回答します。

■受付先 市役所1階総合案内、各支所

■投函箱の設置場所

市役所1階市民ホール

※郵送の場合は、84円切手を貼って郵送してください。

ごみの分別について  
 お聞きします。

市民インタビュー



ごみの分別について、気を付けていることやお願いしたいことを市民の皆さんにお聞きしました。



山本 恵子さん  
 (平出)

出たごみは最後まで責任をもって分別

普段、トレーや牛乳パックはお店の回収箱に入れ、買ったお店に戻すようにしています。また、野菜は食べられるところは余すことなく食べて、ごみが出ないように配慮しています。

出したごみは責任をもって分別し処理することが大事だと思います。ごみの処理で困らないよう地区ごとに講習会があると良いですね。



川上 悦夫さん  
 (平出)

ごみ袋に記名する意味も知って

ごみの分別をする時は、分別マークをよく見るようにしています。カセットボンベのガス抜きは、外に缶用のゴミ箱を千枚通しと一緒に置き、捨てやすいようにしています。以前、衛生当番をやった時に無記名のごみ袋が回収されず処理に困った事がありました。記名する意味を理解してもらうことも大切ですね。

おかず



<https://konkon.jp/>

※市ホームページからもご覧いただけます。



ワンポイント

給食はオープンで焼きますが、油を敷いたフライパンで、両面を焼いても良いです。

作り方

- ①メカジキは塩こしょうで下味をつけておく。
- ②下味をつけたメカジキに薄力粉をまぶして、180℃のオーブンで15分焼く。フライパンの場合は米油を敷き、両面を焼き目がつくまで焼く。
- ③マヨネーズとソースを合わせ、焼いたメカジキにかける。
- ④かつお節と青のり粉をかけて出来上がり。



# かじきのお好み焼き

## 材料(4人分)

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| メカジキ …… 60グラム4切 | 中濃ソース …… 小さじ2 |
| 塩 …… 少々         | マヨネーズ …… 大さじ1 |
| こしょう …… 少々      | かつお節 …… 適宜    |
| 薄力粉 …… 大さじ1     | 青のり粉 …… 適宜    |
| 米油 …… 適宜        |               |

\*1人分栄養量 エネルギー…161kcal、たんぱく質…12.1g、脂質…11.5g、塩分…0.5g

気をつけよう!

# 消費生活

# トラブル



! インターネット通信販売に関する相談が急増!

**実例** インターネット通販で、「お試し価格5000円」と表示された化粧品を購入した。1回だけの購入と思っていたら再度同じ商品が届き、「2回目分の代金は5000円です」という請求書も同封されていた。「2回目の注文はしていない」と業者に伝えたとこ、「あなたは定期購入コースを申し込んでいます。次回発送予定日の10日前までに解約の申し込みがなければ商品の発送することになっており、このことは申し込み画面に記載してある」と言われた。確認したら画面に小さく書いてあった。私は2回目の商品は不要で代金も支払いたくない。

**対処法** インターネット通販では、一旦申し込みを完了

すると、画面記載の契約内容に従う義務が発生します。したがって今回の場合は、代金を支払う必要があります。商品を購入する際は、表示が目立つ「お試し価格〇円」といった価格だけでなく、定期購入が条件となっていないか、定期購入の場合の継続期間や支払う総額、また中途解約方法など契約内容を隅々まで確認しましょう。また、申し込み画面上に、法律で規定された事項について、業者が消費者に誤認を与える表示を行った場合、消費者は取消権を行使できる場合があります。

**問** 塩尻市消費生活センター  
☎内線1129  
消費者ホットライン  
☎内線188